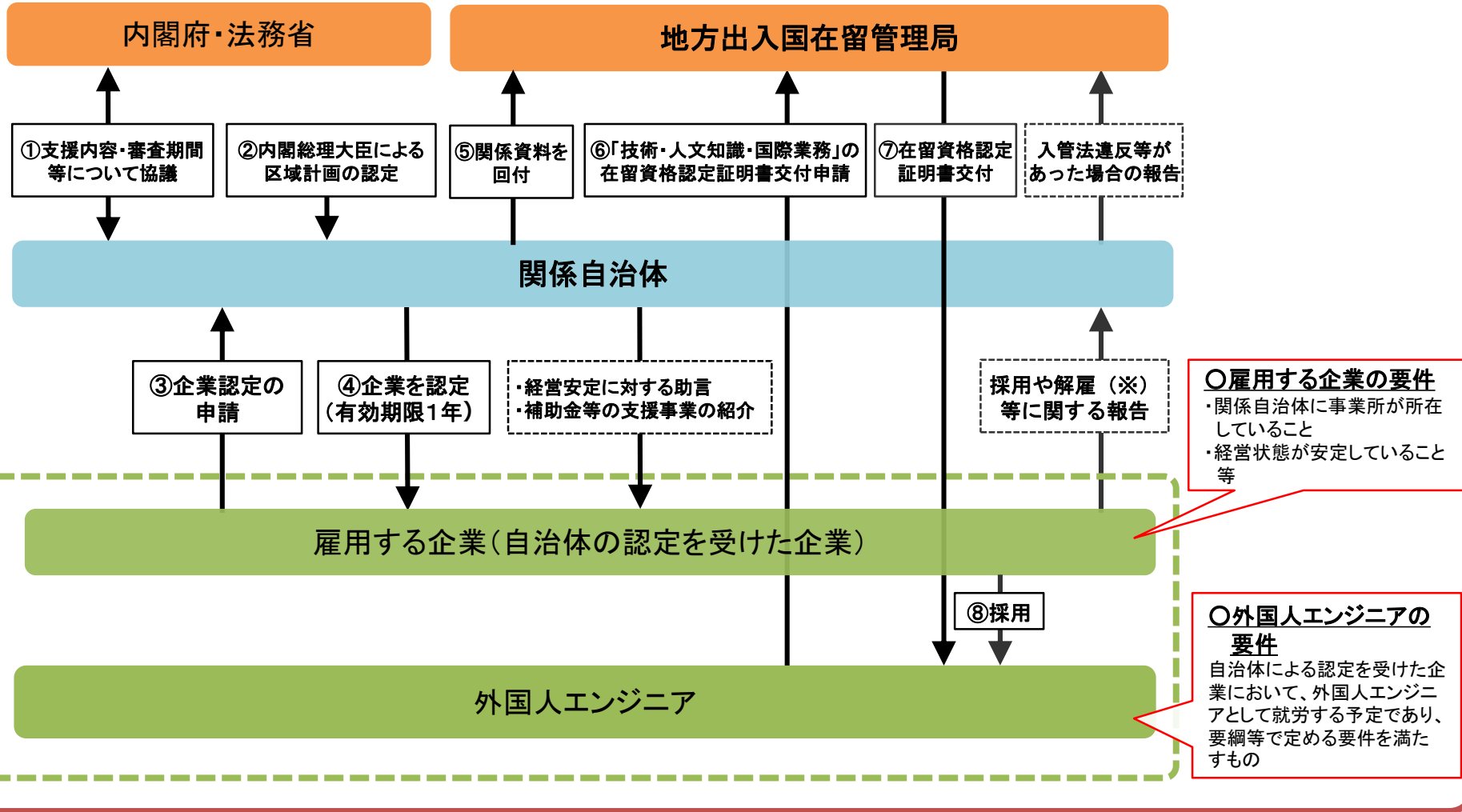


外国人エンジニア就労促進事業 制度概要

国家戦略特区



※ 外国人エンジニアを解雇した場合の措置

- ・ 企業は、解雇した外国人に対して、当該外国人が帰国すべき状況にあるときは、帰国指導を行う(認定企業が応じない場合は、関係自治体から外国人に対して直接帰国指導を行う)
- ・ 外国人エンジニアの責めに帰すべき事由によらず解雇等を行った場合や外国人エンジニアのやむを得ない理由により帰国旅費を支弁できない場合には、企業が帰国旅費を負担する 等